

令和3年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年4月12日(月) 午後1:30~2:00

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	5	荻沢 功
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (3人) 1番田守和人 4番工藤 勉 6番 橋端 哲美

5. 会議書記 事務局主事 服部 福

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 日程第3 議案第7号

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村
農業委員会事務局職員の任免について

日程第4 議案第8号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第9号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第6 議案第10号 非農地証明願について

(令和3年 第4回4月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番荻沢 功委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、「議事録署名委員の指名について」を議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	(異議なし)
	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には2番長井 進委員並びに9番佐藤 久美子委員を指名いたします。
議長	次に日程第2、「諸般の報告」をします。 諸般の報告については、配布のとおりありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(1. 諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、「議案第7号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村農業委員会事務局の任免について」を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第7号、農業委員会等に関する法律 第26条第3項の規定による、新郷村農業委員会事務局職員の任免について、ご説明いたします。 令和3年度、新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記職員の任免について、農業委員会の承認を求めるものです。 任用 事務局長 高見 憲一 解任 事務局長 本間 由美子 以上で説明を終わります。

議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第4、議案第8号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第8号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の許可要件である、下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定により、新郷村では、農地の権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計面積及び耕作又は、養畜の事業に供すべき、採草放牧地の面積の合計が、30アール以下の場合、許可できないこととなっております。</p> <p>また、「農業委員会の適正な事務実施について」の通達により、農業委員会は毎年、別段面積の設定または、変更の必要性について審議することとなっています。</p> <p>事務局としては、3ページ議案書記載のとおり、引き続き、村全域を30アールとし、別段面積設定理由として、農地法施行規則第17条第2項を適用するため問題ないと考えております。</p> <p>なお、参考に4ページに告示(案)を添付しておりますので、ご覧いただくようお願いします。</p> <p>また、今回の総会で、ご承認を頂きましたら、同法施行規則第18条により告示を行いますので、ご了承願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議がないとき)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第9号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>整理番号3の20号、受付番号20号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>5ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号3の20号、受付番号20号について説明いたします。</p> <p>令和3年3月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、10ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>受付番号20号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、6ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は田として利用することです。</p> <p>また、今回の借受け人が申請地付近を借受けした経緯もあることから、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>7ページに新郷村長からの協議文書、8ページに農用地利用集積計画公告一覧表の写し、9ページに青森農林業支援センターから村長への農</p>

	<p>地の借り入れの協議文書の写し、10 ページに農地利用集積計画書の写し、11 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 3 の 20 号、受付番号 20 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 9 号、整理番号 3 の 20 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号、整理番号 3 の 20 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 9 号、整理番号 3 の 21 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(5. 議案第 9 号、整理番号 3 の 21 号の議案朗読と説明)</p> <p>12 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 3 の 21 号、受付番号 21 号について説明いたします。</p> <p>令和 3 年 3 月 25 日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、16 ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>受付番号 21 号の農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、12 ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>申請された理由は所有者の高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況にあるため借り出されるものであり、借受け後は畠として利用することです。</p> <p>また、今回の借受け人が申請地を以前から借受けていることから、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>13 ページに新郷村長からの協議文書、14 ページに農用地利用集積</p>

	<p>計画公告一覧表の写し、15 ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、16 ページに農用地利用集積計画の写し、17 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号 3 の 21 号、受付番号 21 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 9 号、整理番号 3 の 21 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号、整理番号 3 の 21 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 6、議案第 10 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。受付番号第 1 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18 ページをお開きください。</p> <p>日程第 6、議案第 10 号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否か(農地・非農地)の判断を別紙のとおり依頼があるので審議を求めるものです。</p> <p>受付番号第 1 号について内容説明いたします。</p> <p>受付番号第 1 号の非農地証明願いは、令和 3 年 3 月 19 日に申請があり、3 月 25 日に受付しております。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地については、20 ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、申請地は以前、陸稲の作付けをしていましたが、山林に囲まれている状況であり、思うような収量もなく長年休耕していました。</p> <p>その後、村で大雨等の災害があり、併業しています建設業の災害工事が大量に発注され工事用資材置場が確保できず、申請地を農用地区域であることを忘れ、利用してしまった。その経緯から、現況の一部は原野化になっており、その他は残土の資材置場の状態であり農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>19 ページに議案書の写し、20 ページに非農地証明願いの写し、21</p>

	<p>ページに案内図、22から23ページに登記事項証明の写し、24から25ページに公図の写し、26から29ページに現況写真、方向図の写し、30ページに位置図、31ページに4月5日に日向会長、谷地村職代、事務局2名により現地調査した際の現況写真を添付しておりますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号1号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番、谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村 委員	<p>議案第10号、受付番号第1号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、田として耕作していましたが、周辺が山林に囲まれていて、思うような収量もなく、水路等も使用していないこと、農地が不整形で耕作条件が良くないことなどで、長年耕作していない状況です。</p> <p>現在は、一部は原野化しており、その他は資材置き場、となっている状況にあることから、農地への復元は困難と思われます。よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号、受付番号1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号、受付番号1号を原案のとおり決定しました</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年 第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 3年 4月 12日

議 長 日向 將行

署名者 長井 進

署名者 佐藤 久美子